

座間市教育委員会 1 月定例会会議録

- 1 開会日時 平成30年1月10日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育委員長 小井田 由美子 委員長職務代理者 鈴木 義範
 教育委員 天野 久美 教育委員 馬場 悠男
 教育長 金子 槇之輔
- 4 出席職員 教育部長 石川 俊寛 教育総務課長 杉浦 俊夫
 学校教育課長 小宮 美紀 教育指導課長 梶 弘之
 保健給食担当課長 佐々木 幹 教育研究所長 浜田 佐織
 生涯学習課長 浅野 寛 図書館長 金井 雄二
- 5 書 記 古川 武夫 小西 彩恵子
- 6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結 果
1	1	座間市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例案の同意について	教育総務課長	承認
2	2	座間市立市民体育館条例の一部を改正する条例案の同意について	教育総務課長	承認
3	3	座間市スポーツ推進計画(案)の同意について	教育総務課長	承認
4	4	座間市立学校屋外運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例案の申出について	教育総務課長	承認
5	5	座間市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程	学校教育課長	承認
6	6	座間市立市民文化会館条例の一部を改正する条例案の申出について	生涯学習課長	承認
7	7	座間市立公民館条例の一部を改正する条例案の申出について	生涯学習課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結 果
8	1	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

小井田委員長 　ただ今より 1月定例教育委員会を開会いたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 　それでは、会期は1月10日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に馬場委員と鈴木委員を指名いたします。

小井田委員長 　それでは経過報告に移ります。経過報告について金子教育長お願いいたします。

金子教育長 　(経過報告を説明する。下表のとおり。)

経 過 報 告

平成30年1月10日定例会

実施月日	曜	事業(行事)等の内容	出席教育委員等氏名
12月13日	水	定例教育委員会	委員長、委員長職務代理者、天野委員、馬場委員、教育長
12月15日	金	在日米陸軍軍楽隊クリスマスコンサート	委員長、天野委員、馬場委員、教育長
12月18日	月	市議会第4回定例会閉会	教育長
12月19日	火	県教育功労者表彰式	教育長
12月21日	木	政策会議	教育長
12月21日	木	事後調整会議	教育長
12月23日	土	さわやか2017ZAMA一輪車発表会	教育長
12月28日	木	仕事納め式	教育長
12月28日	木	教育委員会仕事納め式	教育長
1月4日	木	仕事始め式	教育長
1月4日	木	教育委員会仕事始め式	委員長、委員長職務代理者、天野委員、馬場委員、教育長
1月7日	日	第47回ロードレース大会	教育長
1月8日	月	成人式	委員長、委員長職務代理者、天野委員、馬場委員、教育長

小井田委員長 　ありがとうございました。ただ今の経過報告についてご意見、ご質問等ございま

せんか。

小井田委員長 よろしいでしょうか。
では、以上で経過報告を終わります。

小井田委員長 次に議案の審議に移ります。

小井田委員長 それでは、議案第1号「座間市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例案の同意について」、杉浦教育総務課長、お願いいたします。

杉浦課長 議案第1号から議案第4号まではスポーツ課が実際に事務運用している案件になります。本日はスポーツ課の職員に来ていただいておりますので、説明をさせていただく前に、説明要員として中へ入っていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

小井田委員長 はい。お願いいたします。

(橘川スポーツ課長、飯田振興係長、南山施設係長 入室)

小井田委員長 それでは、ご説明をお願いいたします。

杉浦課長 議案第1号 座間市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例案の同意について。座間市立スポーツ施設条例（昭和55年座間市条例第30号）の一部を改正する条例案に同意することについて議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別紙のとおり市長から意見を求められたことによるものです。

本日配布をいたしました参考資料①をご覧ください。

こちらは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規程でございます。第29条には、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合において、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されております。本議案は、市長部局のスポーツ課が所管する条例ですが、この29条の規程により、教育に関して議会の議決を経る事案は教育委員会の意見をきかなければならないとされております。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは、今、ご説明をいたしました29条の規程に基づき、平成29年12月20日付で座間市長から教育委員長宛てに出されました、条例改正についての意見聴取の申し出文書になります。今回はこの文書

により、ご審議をお願いいたします。

6 ページをご覧ください。こちらは、本条例改正の改正文になります。

座間市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例

座間市立スポーツ施設条例（昭和 55 年座間市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 施設使用料の表座間市立座間市民球場の項中「2, 100 円」を「2, 800 円」に改め、同表座間市立新田宿グラウンドの項中「1, 050 円」を「1, 400 円」に改め、同表座間市立ひまわり公園テニスコートの項中「420 円」を「700 円」に改め、別表第 2 の 2 附属設備使用料の表中「310 円」を「400 円」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受理されている座間市立スポーツ施設の利用の申込みに係る使用料については、改正後の座間市立スポーツ施設条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

続いて 7 ページをご覧ください。こちらは、6 ページで説明をいたしました内容の新旧対照表になります。私からの提案説明は以上です。スポーツ課より、補足説明がございます。

小井田委員長 スポーツ課長、お願いいたします。

橘川課長 今回の条例改正は平成 29 年 6 月 9 日付けの公共施設使用料設定にあたっての基本方針に基づいて、全庁的に改正したものになります。以上です。

小井田委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

小井田委員長 ございませんでしょうか。
それではご質問等もないようですので、議案第 1 号は承認することで宜しいでしょうか。

（異議なしの声あり）

小井田委員長 ご異議等ないようですので議案第 1 号「座間市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例案の同意について」は、承認いたします。

小井田委員長　　続きまして、議案第2号「座間市立市民体育館条例の一部を改正する条例案の同意について」、杉浦教育総務課長、お願いいたします。

杉浦課長

それでは引き続き、教育総務課より説明いたします。

議案第2号 座間市立市民体育館条例の一部を改正する条例案の同意について。

座間市立市民体育館条例（平成6年座間市条例第2号）の一部を改正する条例案に同意することについて議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別紙のとおり市長から意見を求められたことによるものです。

議案第2号につきましても、議案第1号と同様に、参考資料①にあります「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規程に則りまして、教育委員会の意見を聴くこととなっております。9ページは先程と同じ、条例改正についての意見聴取の申し出文書になります。この文書により、本議案につきましてもご審議をお願いいたします。

10ページをご覧ください。こちらは、本条例改正の改正文になります。

座間市立市民体育館条例の一部を改正する条例

座間市立市民体育館条例（平成6年座間市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1のア 基本使用料の表中「2,440円」を「3,000円」に、「1,630円」を「2,000円」に、「1,220円」を「1,500円」に、「810円」を「1,000円」に、「1,010円」を「1,400円」に、「510円」を「700円」に、「610円」を「800円」に、「300円」を「400円」に、「400円」を「600円」に、「200円」を「400円」に、「100円」を「200円」に改める。別表の1の(2) 個人使用料の表中「200円」を「300円」に、「300円」を「350円」に改める。別表の2の(1) 基本使用料の表中「3,050円」を「3,000円」に、「2,030円」を「2,000円」に、「1,010円」を「1,000円」に、「4,070円」を「4,000円」に、「610円」を「600円」に、「8,460円」を「8,400円」に、「6,110円」を「6,100円」に、「4,480円」を「4,400円」に、「1,520円」を「1,500円」に改める。

附則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受理されている座間市立市民体育館の利用の申込みに係る使用料については、改正後の座間市立市民体育館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

続いて11ページをご覧ください。こちらは、10ページで説明をいたしました内容の新旧対照表になります。提案説明は以上です。スポーツ課から補足説明がございます。

小井田委員長 スポーツ課長、お願いいたします。

橘川課長 こちらの改正につきましても、先程申しました通り、公共施設の使用料設定に基づきまして、全庁的に改正するものです。以上です。

小井田委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきましても、ご質問等はございますか。

小井田委員長 ございませんでしょうか。
それではご質問等もないようですので、議案第2号は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 ご異議等ないようですので議案第2号「座間市立市民体育館施設条例の一部を改正する条例案の同意について」は、承認いたします。

小井田委員長 続きまして、議案第3号「座間市スポーツ推進計画（案）の同意について」、杉浦教育総務課長、お願いいたします。

杉浦課長 引き続き、教育総務課より説明いたします。
議案第3号 座間市スポーツ推進計画（案）の同意について。
スポーツ基本法第10条第2項の規定により、別紙のとおり座間市スポーツ推進計画（案）に同意することについて議決を求めるものでございます。
提案理由ですが、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、別紙のとおり市長から意見を求められたことによるものです。

配布をいたしました参考資料の②をご覧ください。

こちらは、「スポーツ基本法」第1章第10条の条文でございます。2項をご覧ください。「特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と定められております。本市では平成23年度より、学校における体育を除くスポーツに関する所管を市長部局に移管しておりますが、この法律により市長は事前に教育委員会の意見を聴取する義務があります。15ページにあります文書が、そちらに則る意見聴取の申し出文書になります。

提案説明は以上です。

小井田委員長 ありがとうございます。以前お配りいただいた「スポーツ推進計画（案）」につきまして、今の説明も含め、ご意見、ご質問等はございますか。

鈴木委員長職務代理者

「スポーツ推進計画（案）」11ページの「2. スポーツ活動の環境づくり」につきまして、昨今、朝晩多くの市民の方がジョギングやウォーキングをしている姿が見られますが、中には道路を走っている方もおり、危険だと思っております。12ページの「今後の方向性」の中には「座間市公共施設再整備計画の策定」という文言もございますが、ウォーキングコース等の整備に関しましては、例えば、公園に周回コースを作ったり、相模川の土手を整備したりし、ウォーキングやジョギングができる状態にすること等が挙げられると思います。ぜひこのことについて考慮いただけたらと思っております。

小井田委員長 ありがとうございます。新たにウォーキングコースやジョギングコースを設置したらどうか、というご意見でした。こちらに関し、スポーツ課の検討等はいかがでしょうか。

スポーツ課飯田振興係長

ジョギングコースということで申し上げますと、市民体育館の3階と4階を貫いている大体育室がございますが、4階部分は体育館を1周できるコースになっているため、そちらを利用される方もいらっしゃいます。また、芹沢公園にございます「芝生の広場」には長いコースではありませんが、周回コースがございます。ウォーキングコースについてはこちらで把握しているものは特にございません。

新たに整備するということに関しましては、この場では申し上げられないことですが、いただいたご意見を参考にさせていただきたいと存じます。

小井田委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

馬場委員 感想になりますが、2ページ「1. 計画改定の趣旨」という中にあります、「①運動やスポーツをする ②スポーツをみる（観戦する） ③スポーツを支える（応援する、運営する、教える）」という3つの観点がうまく整理されており、非常に良いと感じました。

小井田委員長 ありがとうございます。他にはございませんか。

小井田委員長 他にご質問等もないようですので、議案第3号は承認することよろしいでしょ

うか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長　ご異議等ないようですので議案第3号「座間市スポーツ推進計画（案）の同意について」は承認いたします。

小井田委員長　続きまして、議案第4号「座間市立学校屋外運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例案の申出について」、杉浦教育総務課長、お願いいたします。

杉浦課長　議案第4号 座間市立学校屋外運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例案の申出について。

座間市立学校屋外運動場照明設備使用料条例（平成元年条例第33号）の一部を改正する条例案に関し、意見を申し出ることについて議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、座間市立学校屋外運動場照明設備使用料の変更及び条例文の一部変更のため提案するものです。

議案第1号から第3号までは平成23年度に教育委員会から市長部局のスポーツ課に事務が移管した条例等についての案件でしたが、本議案は、「座間市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程」により、教育委員会からスポーツ課へ補助執行という形で実務は移っておりますが、条例の所管は教育委員会に残っております。そのため、本条例改正については、教育委員会から議会に対して意見の申出をする必要があり、議案第1号から3号までと異なり、市長部局の条例案に対する「同意」ではなく、教育委員会から議会に対する条例案の「申出」という形で提出をさせていただいております。

17ページをご覧ください。こちらは、本条例改正の改正文になります。

座間市立学校屋外運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例

座間市立学校屋外運動場照明設備使用料条例（平成元年座間市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「990円」を「1,450円」に、「840円」を「1,250円」に、「1,150円」を「1,600円」に、「940円」を「1,400円」に、「890円」を「1,300円」に改める。

附則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受理されている座間市立学校屋外運動場照明設備の利用の申込みに係る使用料については、改正後の座間市立学校屋外運動場照明設備使用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

続いて18ページをご覧ください。こちらは、17ページで説明をいたしました内容の新旧対照表になります。提案説明は以上でございます。

小井田委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

鈴木委員 照明の使用料の関係で、先程の市民体育館は料金を下げていることに対し、こちらの照明料は上げているようですが、その辺りのバランスはどのように決められたのでしょうか。

杉浦課長 まず今回の改正にあたって、他市町村の状況を調べました。座間市は料金が最も低いこともあり、ある程度均衡を図った中で見直し、金額を設定させていただいております。スポーツ課が市民体育館の使用料改正にあたって近隣の市町村を調査し改正の参考にしましたので、教育委員会もそれに倣い、屋外照明の使用料改正にあたり近隣市を調査いたしました。他市町村との比較検討は市全体として行ったものであり、教育委員会が独自の方針で改正を進めたということではございません。

小井田委員長 こちらの改正に関して、利用者である市民の皆さんにはどのようにお知らせするのでしょうか。

杉浦課長 この件に関しましては、HPに掲載し周知してまいります。

小井田委員長 わかりました。
他にご質問等もないようですので、議案第4号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 ご異議等ないので議案第4号「座間市立学校屋外運動場照明設備使用料条例の一部を改正する条例案の申出について」は承認いたします。

杉浦課長 委員長。スポーツ課の案件につきましては以上ですので、スポーツ課職員には退室していただいてよろしいでしょうか。

小井田委員長 はい。よろしくお願いいたします。
スポーツ課の皆さま、ありがとうございました。

(スポーツ課職員 退室)

小井田委員長 続きまして、議案第5号「座間市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程」について、小宮学校教育課長、お願いいたします。

小宮課長 議案第5号 座間市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程。

座間市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由ですが、市長の補助機関の職員である住民登録主管課長に対する転入学してきた児童及び生徒に係る入学期日及び就学すべき学校の指定に関する事務の専決の補助執行を解きたく提案するものです。

では、20ページをご覧ください。

座間市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を次のとおり改正する。別表中住民登録主管課長の項を削る。

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

では21ページにあります新旧対照表をご覧ください。

現行では、住民登録主管課長、座間市でいう戸籍住民課長が補助執行事務として、編入学してきた児童及び生徒に係る入学期日及び就学すべき学校の指定に関する事務の専決を行っておりました。ですが、転入学事務の執行にあたっては、入学事情の多様化により、他市町村の教育委員会、転出元の学校、転入学後の学校と調整・連絡が必要になっており、常時連携できる環境にある者、または専門的な知識がある者がこの業務に従事することが望ましいため、転入学事務を戸籍住民課の補助執行事務とはせず、一括して学校教育課で行いたいと考えております。先ほど申し上げました転入学事務の多様化ですが、外国籍児童・生徒の編入学、虐待やDVからの避難者の対応が増えております。その中で、専門的な知識があり、学校との繋がりもある学校教育課で対応していくのが最善である、という考えで提案させていただきます。以上になります。

小井田委員長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等はござ

いますか。

小井田委員長　ご質問等もないようですので、議案第5号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長　ご異議等ないようですので議案第5号「座間市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程」については承認いたします。

小井田委員長　続きまして、議案第6号「座間市立市民文化会館条例の一部を改正する条例案の申出について」、浅野生涯学習課長、お願いいたします。

浅野課長　22ページをお開きください。

議案第6号 座間市立市民文化会館条例の一部を改正する条例案の申出について。
座間市立市民文化会館条例（平成7年3月30日条例第3号）の一部を改正する条例案に関し、意見を申し出ることについて議決を求める。

提案理由ですが、座間市立市民文化会館の基本使用料の変更及び施設区分の変更のため提案するものでございます。

次ページをご覧ください。

座間市立市民文化会館条例の一部を改正する条例

座間市立市民文化会館条例（平成7年座間市条例第3号）の一部を次のように改正する。別表の1 基本使用料の表大ホールの項中「132, 520円」を「132, 510円」に、「172, 280円」を「172, 270円」に改め、同表小ホールの項中「34, 660円」を「34, 640円」に、「45, 770円」を「45, 760円」に改め、同表リハーサル室の項中「2, 650円」を「2, 640円」に、「4, 070円」を「4, 060円」に、「5, 090円」を「5, 080円」に、「11, 820円」を「11, 780円」に、「5, 910円」を「5, 890円」に改め、同表ギャラリーの項中「8, 150円」を「8, 140円」に、「9, 580円」を「9, 570円」に改め、会議室の項中、大会議室の全室「2, 440円、3, 870円、3, 870円、10, 190円」、2分の1室「1, 220円、1, 930円、1, 930円、5, 090円」を、大会議室「2, 440円、3, 870円、3, 870円、10, 180円」に改め、和室の項中「6, 210円」を「6, 200円」に、「6, 830円」を「6, 820円」に、「4, 790円」を「4, 770円」に、「5, 400円」を「5, 390円」に改める。

附則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受理されている座間市立市民文化会館の利用の申込みに係る使用料については、改正後の座間市立市民文化会館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

24ページをご覧ください。こちらは今説明いたしましたものの新旧対照表になります。説明は以上です。

小井田委員長 ありがとうございます。ただ今の件につきまして、ご質問等ございますか。

小井田委員長 よろしいでしょうか。

こちらは今までの使用状況から判断され、2分の1大会議室が無くなるということでもよろしいでしょうか。

浅野課長 はい。その通りです。

小井田委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは続きまして、議案第7号「座間市立公民館条例の一部を改正する条例案の申出について」、浅野生涯学習課長、お願いいたします。

浅野課長 26ページをご覧ください。

議案第7号 座間市立公民館条例の一部を改正する条例案の申出について。

座間市立公民館条例（昭和52年2月26日条例第5号）の一部を改正する条例案に関し、意見を申し出ることについて議決を求めます。

提案理由ですが、座間市立公民館の使用料の変更及び条例文の一部変更のため提案するものでございます。

27ページをご覧ください。

座間市立公民館条例の一部を改正する条例

座間市立公民館条例（昭和52年座間市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第29条」を「第29条第1項」に改め、「一の公民館運営審議会」を「座間市立公民館運営審議会」に改め、同条第2項中「公民館運営審議会」を「座間市立公民館運営審議会」に、「教育委員会」を「座間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「の施設、及び設備（以下「施設等」という。）を使用しよう」を「を利用しよう」に、「あらかじめ教育委員会」を「、教育委員会」に改め、「また」を削り、同条中第2項を第3項とし第1項の次に次の1項を加える。2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められ

るとき。(2) 施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設及び設備の管理上支障があると認められるとき。第6条を削る。第7条第1項中「公民館を使用しようとする者は」を「前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は」に改め、同条第2項ただし書中「なった」を「なった」に改め、同条を第6条とする。第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。別表を次のように改める。

館名、室名、単位、使用料の順に申し上げます。

(別表)

館名	室名	単位	使用料
座間市公民館	講座室	1時間につき	290円
	会議室	1時間につき	290円
	実習室	1時間につき	270円
	日本間	1時間につき	330円
	小会議室	1時間につき	180円
	休養室（和室）	1時間につき	250円
	集会室	1時間につき	760円
北地区文化センター	第1会議室	1時間につき	70円
	第2会議室	1時間につき	100円
	実習室	1時間につき	150円
	和室	1時間につき	260円
	講座室	1時間につき	260円
	大会議室（ホール）	1時間につき	470円
東地区文化センター	第1集会室（ホール）	1時間につき	470円
	第2集会室	1時間につき	200円
	第3集会室	1時間につき	260円
	学習室	1時間につき	260円
	実習室	1時間につき	260円
	休養室（和室）	1時間につき	260円

備考 1時間にみえない時間は、これを1時間とみなす。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に受理されている座間市立公民館の利用の申し込みに係る使用料については、改正後の座間市立公民館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第1項の公民館運営審議会にされた諮問は、改正後の条例第4条第1項の座間市立公民館運営審議会にされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第2項の規定により委嘱されている公民館運営審議会の委員は、それぞれこの条例の施行の日に改正後の条例第4条第2項の規定により座間市立公民館運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における改正前の条例第4条第2項の規定により委嘱された座間市立公民館運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

浅野課長 29ページからにつきましては、今説明いたしましたものの新旧対照表になります。説明は以上です。

小井田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

小井田委員長 よろしいでしょうか。
こちらは細かい料金設定だったものが一律で1時間単位になり、表がすっきりしたという印象を受けました。全体的に値上げをするということですが、これまでの利用状況とかみ合わせて、ご判断されたのでしょうか。

浅野課長 はい。様々なご意見はございましたが、スポーツ施設や屋外照明の料金改定同様、ご理解をいただきながらこの条例の改正を進めさせていただきました。

小井田委員長 わかりました。ありがとうございます。

本日の議案事項は以上です。
本日、協議事項はございません。
次に報告事項に移ります。

小井田委員長 お諮りいたします。
報告第1号「県費負担教職員の任用について」は人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小井田委員長 ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

(学校教育課長 説明)

小井田委員長 報告事項は以上です。
その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

小井田委員長 よろしいでしょうか。それでは、次回の定例会は2月14日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催します。
以上で1月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(10時27分 閉会)